

2019年2月13日

各位

三井住友信託銀行株式会社

「エネクス・インフラ投資法人」の上場について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:橋本 勝、以下「三井住友信託銀行」)は、伊藤忠エネクス株式会社、株式会社マーキュリアインベストメント及び Maiora Asset Management Pte. Ltd. と共同で、株式会社東京証券取引所におけるインフラファンド市場(以下、「同市場」)への上場に向け、エネクス・インフラ投資法人(以下「本投資法人」)を2018年8月に設立しておりましたが、本日、株式会社東京証券取引所インフラファンド市場に上場いたしましたので、お知らせいたします。

三井住友信託銀行は、本投資法人の共同スポンサーとして、金融・信託財管機能を活用したサポートを提供するとともに、国内再生可能エネルギー関連のインフラ事業の発展に対する金融面での貢献を図ってまいります。

詳しくは、別紙の「エネクス・インフラ投資法人」が開示した文書をご参照ください。

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の投資口の上場承認に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

以上



別紙

2019年2月13日

各位

インフラファンド発行者名
 エネクス・インフラ投資法人
 代表者名 執行役員 山本 隆行
 (コード番号 9286)

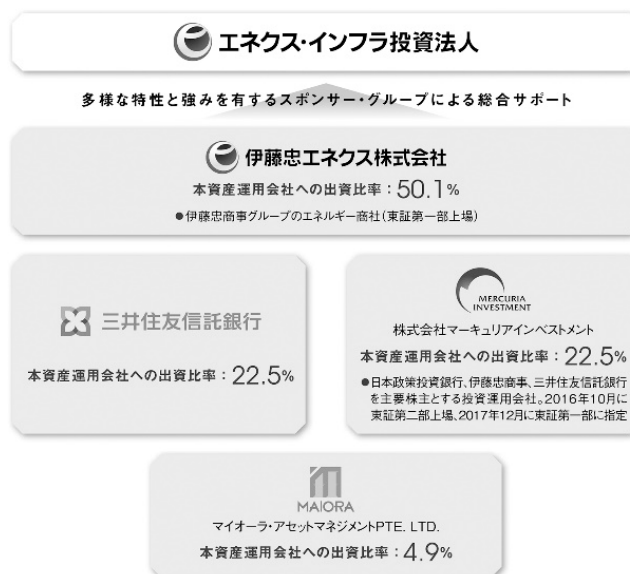
管理会社名
 エネクス・アセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 山本 隆行
 問合せ先 取締役兼財務経理部長 大村 達実
 TEL: 03-6400-3020

「エネクス・インフラ投資法人」の上場のお知らせ

エネクス・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所インフラファンド市場に上場いたしましたので、お知らせいたします。

本投資法人は、再生可能エネルギー（注1）の普及・拡大を通じて、地球環境への貢献と持続可能な社会の実現を目指す基本理念の下、太陽光発電設備等（注2）を中心とした再生可能エネルギー発電設備等（注2）に対して投資運用を行い、着実な資産規模の拡大と安定したキャッシュフローの創出を目指します。また、本投資法人は、社会インフラとして拡大が強く期待される再生可能エネルギー発電設備等への投資機会を投資家に提供することで投資主価値の最大化を目指し、社会に貢献していきたいと考えています。

本投資法人は、メインスポンサーである伊藤忠エネクス株式会社をはじめ、三井住友信託銀行株式会社、株式会社マーキュリアインベストメント及びマイオーラ・アセットマネジメントPTE. LTD. からなるスポンサー・グループ（各スポンサーのグループ会社を含みます。）より、スポンサー・サポートを通じて、スポンサー・グループが開発・保有する再生可能エネルギー発電設備等（当該再生可能エネルギー発電設備等に係る再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産（注3）を含みます。以下同じです。）に関するパイプライン・サポート及びスポンサー以外が保有する再生可能エネルギー発電設備等に関するソーシングルート（注4）、ウェアハウジング機能（注5）並びに再生可能エネルギー発電事業から資金調達に及ぶ多種多様なノウハウ等の提供を受け、着実な資産規模の拡大と堅実かつ効率的な設備運営の実現を図って参ります。



ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口の上場に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



	サポートの内容				
外部成長	保有情報の優先的提供	●			●
	優先的売買交渉権又は優先的買受申込権の付与	●			●
	第三者保有情報の提供	●	●	●	●
	資産取得業務等の支援	●		●	●
	ウェアハウジング機能の提供	●	●	●	●
内部成長	オペレーター及びO&M業者 その他の業務受託者の選定等支援	●			●
	固定価格買取期間終了後の 電力売却支援	●			
その他	SPCを用いた賃貸借スキームの 組成に関する支援	●		●	●
	その他の支援 (人的サポート・ノウハウの提供等)	●	●	●	●

(注1) 「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスをいいます。以下同じです。

(注2) 「再生可能エネルギー発電設備等」とは、再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含みます。）第2条第3項に定めるものをいいます（不動産に該当するものを除きます。）。以下同じです。）、再生可能エネルギー発電設備に付随又は関連する不動産、これらの不動産の賃借権及び地上権、外国の法令に基づくこれらの資産並びにこれらに付随又は関連する資産をいい、本投資法人が投資・取得し運用するものとされる再生可能エネルギー発電設備等について言及する場合、「再生可能エネルギー発電設備等」には、本投資法人の運用資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等も含むものとします。そのうち、太陽光をエネルギー源とするものに関しては「太陽光発電設備等」といいます。以下同じです。

(注3) 「再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産」とは、本投資法人規約第32条第1項に定める資産をいいます。

(注4) 「ソーシング」とは、投資対象となる再生可能エネルギー発電設備等の物件取得に向けた情報取得のための諸活動をいい、「ソーシングルート」とは、ソーシングの対象となる再生可能エネルギー発電設備等に係る情報取得経路をいいます。

(注5) 「ウェアハウジング機能」とは、将来における本投資法人による再生可能エネルギー発電設備等の取得を実現するために、スポンサーにおいて、第三者が保有又は運用している再生可能エネルギー発電設備等を取得し、一時的に保有する機能をいいます。

以上

* 本資料の配布先： 兜俱樂部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://enexinfra.com/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口の上場に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。